

平成30年度 第4回西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時： 平成30年7月20日（水） 午後2時30分から午後2時45分まで

2. 場所： 西宮市役所 職員会館 第2中会議室

3. 出席者：

【委員】（14名）

（会長）	1 番	松本 俊治
（委員）	2 番	中務 幸雄
	3 番	高田 孝
	4 番	大前 有三
	5 番	二本松 義人
	6 番	松井 重治
	7 番	石田 隆文
	8 番	木田 佳文
	9 番	松本 弥生
	10 番	光岡 大介
	11 番	茶谷 巖
	12 番	奥村 幸弘
	13 番	庄治 郁夫
	14 番	前田 豊

【事務局】

（事務局長）増尾 尚之 （係長）銭田 広之 （主査）吉田 順二
（産業文化局長）太田 聖子 （産業部長）部谷 昭治

4. 欠席者： 0名

5. 傍聴者： 0名

6. 議事案件：

【議案第6号】 農地法第5条の規定に基づく許可申請の件
<審議結果:承認>

【報告第9号】 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

【報告第10号】 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件

【報告第11号】 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

7. 議事内容

午後2時30分 開始

議長

委員の皆様、本日はご苦勞様です。定刻となりましたので、只今から農業委員会総会を開会します。本日の出席委員は、14名であり、過半数以上ですので農業委員会総会は成立いたしております。

それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにしてご異議ございませんか

委員

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、9番松本委員と12番奥村委員を議事録署名委員に指名しますのでよろしくお願ひします。それではこれより議案審議に入ります。

まず、議案第6号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の件」を上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局

【議案書朗読】

議案第6号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の件」でございます。議案書1ページをご覧ください。本申請地は市街化調整区域となっておりますので、農地法第5条第1項の規定に基づき、当該農地の所在する市の農業委員会が、県知事に意見書を送付し、県知事が許可することとなります。意見書の送付にあたっては、「立地基準」と「一般基準」を満たしているかどうかを検討しますが、そのいずれかの基準を満たさない場合は、許可できないこととなります。まずその「立地基準」と「一般基準」について簡単にご説明いたします。「立地基準」とは、農地の程度、例えば規模、集団性、市街化の程度に応じて農地を区分し、その区分により転用できるものを限定するための基準となります。一方「一般基準」とは、当該農地での転用事業の必要性、程度の妥当性、代替性等を添付書類等によって確認し、実現可能なものかどうかを判断する基準となります。

それでは、お配りしております資料「農地等の転用の許可申請に係る意見書(案)」をご覧ください。資料のとおり、本申請地は、側道に上下水道管が埋設されており、転用地から概ね500m以内に2以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設があるため、「第3種農地」に該当し、「立地基準」は満たすものと考えております。また、「一般基準」につきましては、書類等を確認したところ、本計画については譲渡人から全額融資を受けており、譲受人の資力・信用に問題はなく、計画日程及び内容からも事業目的が果たされ、周辺農地への影響についても問題ないと判断されますので、許可相当と考えております。

以上で議案第6号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。次に地元委員の高田委員の説明をお願いします

高田委員

議案第6号について説明します。

申請地については、耕作地として適正に保全管理されています。資材置場への転用につきましては特に問題は無いと思われます。以上で地元委員の説明を終わります。

議長

地元委員の説明は終わりました。本件に対してご質問ご意見はございませんか。

委員

(意見なし)

議長

無ければ、議案第6号「農地法第5条の規定に基づく許可申請の件」につきましては、

意見書をつけて県知事に進達することにしてご異議ございませんか。

委員
議長

(異議なし)

ご異議がないようですので、議案第6号につきましては、県知事に進達することとします。

事務局

それではこれより報告案件に入ります。まず報告第9号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

報告第9号「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件」です。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので事務局長専決により、届出を受理しましたのでご報告します。

議長
委員
議長

事務局の報告は終わりました。本件に対しご質問はございませんか。

(質問なし)

質問も無いようですので、本報告はこの程度にとどめます。続きまして、報告第10号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局

報告第10号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」です。

【議案書朗読】

農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので事務局長専決により、届出を受理しましたのでご報告します。

議長
委員
議長

事務局の報告は終わりました。本件に対しご質問はございませんか。

(質問なし)

質問も無いようですので、本報告はこの程度にとどめます。続きまして、報告第11号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局

報告第11号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」です。

【議案書朗読】

調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決により、証明書を交付しましたのでご報告します。

議長
委員
議長

事務局の報告は終わりました。本件に対しご質問はございませんか。

(質問なし)

質問も無いようですので、本報告はこの程度にとどめます。

以上をもちまして本日予定しておりました議案審議並びに報告案件は全て終了しました。これにて本日の定例農業委員会総会を閉会します。

午後2時45分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長)

_____ (印)

(委員)

_____ (印)

(委員)

_____ (印)